# 新潟県保安林損失補償事務実施要領

**（趣　旨）**

第１　森林法（昭和 26 年法律第 249 号、以下「法」という。）第 25 条第１項第４号以下に掲げる事項を指定の目的とする保安林に係る損失の取扱いについては、法令及び新潟県保安林の指定による損失補償に関する要綱（平成 12 年４月１日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領による。

**（補償の周知）**

第２　地域振興局長（以下「局長」という。）は損失補償を受けるべき者に対してその趣旨の周知徹底を図るものとする。

**（予備調査）**

第３　局長は、要綱第６条の規定に基づき、森林所有者等から、損失補償の請求があったときは、請求に係る保安林について、次の事項について予備調査を行うものとする。

(1)　林況調査

樹種及び樹齢。

(2)　権利関係の調査

要綱第２条第１項(3)に規定する森林所有者等。

(3)　保安施設事業等の調査

事業の種類及び施行年度、事業により設置された施設の位置、種類、数量。

なお、保安施設事業に類する事業は、法施行前の治山事業等、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条の砂防工事その他治山治水のために行う事業とする。

(4)　近傍類似の普通林の取扱い等の調査

当該地方の普通林で一般に行われている伐採の方法及び当該保安林の立木利用の可否。

(5)　受益関係の調査

当該保安林の指定によって利益を受ける特定の者（以下「受益者」という。）

(6)　荒廃状況の調査

はげ山若しくは崩壊又は飛砂、転石、なだれその他による更新困難地（以下「荒廃地等」という。）の位置及び面積。

(7)　林道・作業道等の調査

新たに整備された林道・作業道等の有無。

(8)　他の法令との関係調査

砂防法、自然公園法（昭和 32 年法律第161号）その他法令による立木の伐採制限の内容及び当該伐採制限に伴う補償金の交付の有無。

**（予備調査書の作成）**

第４　局長は、予備調査が終了したときは、当該調査の結果に基づき、次の書類を作成し、治山課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

(1)　保安林損失補償予備調査書（甲）　　（様式第１号）
(2)　保安林損失補償予備調査書（乙）　　（様式第２号）

**（補償の要否の判定基準）**

第５　要綱第２条２項の適用は、次によるものとする。

(1)　(1)に該当する保安林は、慣行として一般に普通林でも禁伐又は択伐が行われている地方に所在する保安林及び現に搬出路がなく搬出が不可能と見込まれる地域にある保安林又は搬出路があっても、一般に要綱第４条第２項に定める単位当たりの伐採・加工・運搬その他最寄市場において販売するまでに要する経費（以下「生産費」という。なお最寄市場とは、当該保安林の所在する地域における流通関係を考慮して定める有利な市場又は発駅等をいうものとする。）が最寄市場の取引価格を超えることが明らかな保安林とする。

(2)　(2)に該当する保安林は、森林所有者等が受益者である保安林とする。

(3)　(3)に該当する保安林は、その区域、又は、その含まれる一団地の保安林の区域の過半が荒廃地等である保安林とする。

(4)　保安林が、砂防法、自然公園法その他の法令により立木の伐採制限を受けている場合であって、当該伐採制限の度合が当該保安林に係る伐採制限に比して強度であるとき又は、当該伐採制限に伴う損失補償金の交付を受けているときは、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により補償すべき損失は生じないので、補償は行わない。

**（評価調査）**

第６　課長は、局長より予備調査書の提出があり、補償する必要があると認められるときは、次により評価調査をするものとする。ただし、請求が第２年目以降のものであって、前回の予備調査の調査項目の内容に変動がないと認められる場合には、評価調査の実施を省略することができる。

(1)　森林所有者及び隣接地の森林所有者の立会いを求めて、現地において、当該保安林の境界を確認すること。

(2)　伐採種別に森林所有者等、最寄り市場並びに搬出及び運搬経路を同じくする保安林を単位（以下「評価単位」という。）とすること。

(3)　調査事項

１）立木材積の調査

現地において当該保安林の境界を確認し、その区域内にある標準伐期齢以上の立木について、毎木調査、標準地調査（標準地の面積は、当該保安林の面積の 100 分の５以上とする。）又は標準木調査により次の事項について調査すること。

ア　利用区分

素材（一般用材）、パルプ、チップ材、薪材又は炭材とし、その区分は樹種、直径階、生産費等の因子を考慮して決定する。なお、針葉樹及び胸高直径が 30cm 以上の広葉樹の立木は、素材とする。

イ　胸高直径の測定

地上高 1.2m の位置の平均直径を直径階２cm 括約によって測定する。

ウ　樹高の測定

１ｍの括約によって測定する。

エ　単木材積

当該保安林の所在する地方で用いられる材積表（林野庁計画課編「立木幹材積表」日本林業調査会）により算出する。ただし、当該地方で用いられている材積表がない場合には、次の算式により算出する。

Ｖ＝ｆ・ｇ・ｈ

Ｖ：幹材積　　（㎥）

ｆ：胸高形数　　（別表１のとおり）

ｇ：胸高点の断面積（㎡）

ｈ：樹高　　（ｍ）

２）市場価の調査

市場価の調査は、最寄り市場における規格及び品等別の単位当たりの取引価格について調査するものとする。ただし、素材については、基準材を針葉樹は中丸太、広葉樹は大丸太とするので、当該材種の価格により単位当たりの取引価格を調査するものとする。

なお、素材及び木炭の規格及び品等は、日本農林規格に定めるところにより、また薪材の規格は当該保安林の所在する市町村で一般に用いられている規格によるものとする。

３）生産費の調査

現地において、当該保安林の立木の利用区分ごとに、木寄せ、山元搬出種等の搬出系統を定め、木寄せ距離を測定し、山元搬出種を定めてその距離を測定し、作業道、木馬道その他搬出施設（以下「施設」という。）の開設及び改良等に要する経費等を調査する。

なお、調査に当たっては、次の各号に留意する。

ア　山元搬出種

かつぎ出し、牛馬地曳、駄馬、木馬、集材機及び鉄索の６種とし、原則として集材機の搬出種を採用するものとする。

イ　賃金

賃金は、職種別に、当該保安林の所在する地方における新潟県林業土木工事設計単価表を基礎として定めるものとする。

ウ　トラック運賃

原則として、新潟県林業土木工事設計単価表を採用するものとし、その運賃表に掲げてある金額の範囲でその地方の実勢賃金を調査して定めること。

エ　使用車輌の車種

巾員（全幅）3.0m 以上の場合は 11ｔ車、それ以外は、２ｔ車を標準とする。

オ　運搬粁程

実距離により定めるものとする。ただし陸運局許可営業粁程、林道台帳の記録

その他信頼するに足りる測定結果のある区間は、それによって差し支えない。

カ　単位当たり重量

素材は１㎥当たり 890 ㎏とし、薪材は１束当たり７キログラム、炭材は、１俵当たり 15 キログラムとし、トラック１台当たりの積載量は、使用車両の最大積載量とする。

４）その他必要な事項

当該保安林の伐採種が択伐である場合には、当該森林の年成長率及び標準伐期齢未満の立木の立木材積を調査する。

なお、年成長率は、現在の年成長率に当該森林が択伐林型に造成された場合における成長状態を加味して調整する。

(4)　要綱第３条に規定する林分立木価格の算式に用いる数値

１）$f_1$ 、$f_2$ 、$f_3$ （利用率）

保安林損失補償簡易計算表（以下「簡易計算表」という。掲載省略）に定める利用率を用いるものとする。ただし、この利用率を用いることが適当でない場合は、当該保安林の所在する地方で一般に用いられている利用率を用いるものとする。

２）$A_1$ 、$A_2$ 、$A_3$ （単位当たりの取引価格）

単位当たりの取引価格に直径階別生産割合及び簡易計算表に定める価格係数を乗じて算出する。ただし、炭材については、価格係数に代えて当該保安林の所在する市町村における木炭の品等別生産割合を用いるものとする。

３）ｎ（資本の回収期間）

簡易計算表に定める月数とし、ｒは 0.01 を用いるものとする。

また $\dfrac{1}{1+nr}$ の係数は簡易計算表に定める係数を用いるものとする。

４）$B_1$ 、$B_2$ 、$B_3$ （単位当たり生産費の合計額）

伐木造材費又は製薪費、木寄せ費、山元搬出費又は製炭搬出費及び運搬費の合計額とし、運搬費以外の経費は、簡易計算表に定める金額とし、運搬費は評価調査の結果に基づく単位当たりの運搬費とする。

なお、評価調査の結果に基づく１人１日当たりの賃金が５００円でない場合には５００円と当該賃金の額との比率により、簡易計算表に定める賃金を更正する。

５）林分立木価格の算式に用いる数値

評価調査を行う年の前年までに指定された保安林については、評価調査を行う年の１月１５日現在の数値とする。

(5)　要綱第４条に規定する択伐の補償額の算式に用いる数値

１）$R_1$ （保安林の指定後最初に行う択伐による伐採の収穫価）

林分立木価額に指定施業要件として定められた保安林の指定後最初に行う択伐により伐採を行う場合の択伐率を乗じて得た額とする。

２）$R_2$（保安林の指定後第２年目以降毎年行う択伐による伐採の収穫価）

林分立木価額から保安林の指定後最初に行う択伐による伐採の収穫価を差し引いた残額に年成長率を乗じて得た額とする。

**（評価調査書の作成等）**

第７　課長は、評価調査を終了したときは、当該調査の結果に基づき、次の書類を作成するものとする。

(1)　保安林損失補償評価調査書（甲）　（様式第３号）　２部

(2)　保安林損失補償評価調査書（乙）　（様式第４号）又は、
保安林損失補償評価調査書（丙）　（様式第５号）　２部

(3)　搬出系統図　（様式第６号）　２部

**（補償額の月割計算）**

第８　課長は、年の途中において従来補償をしている一評価単位の一部分について要綱第５条第１項に規定する補償を行うことを要しない原因が生じ、又は同条第２項に規定する補償をすべき相手方若しくは補償額の算出方法の変更があった場合には、残存保安林又は補償をすべき相手方若しくは補償の額の算出方法を同じくする保安林を１評価単位として、林分立木価額を再算定（再評価）するものとする。

この場合において、従来の林分立木価額と再算定した林分立木価額に基づき月割計算をして、それぞれ当該原因が生じ、又は当該変更があった当月までの補償の額及びその月の翌月以降の補償の額を求め、これらを合計してその年の補償の額を算出するものとする。

なお、林分立木価額の再算定に用いる数値のうち、単位当たりの取引価格及び伐木造材費若しくは製薪費、木寄せ費、山元搬出費又は製炭搬出費の算出基礎とすべき１人１日当たりの賃金並びにトラック運賃の運賃表の金額は、従前の林分立木価額の算定に用いた数値とするものとする。

**（再評価調査の実施）**

第９　課長は、従来補償をしている一評価単位の保安林について、要綱第４条第３項に定める「著しい事情の変化」が生じた場合には、当該保安林の再評価調査を実施し、林分立木価額を再算定するものとする。

２　再評価調査は、前項に定める場合のほか前回の評価調査実施後 10 年を経過した保安林について行うものとする。

３　指定施業要件が択伐かつ樹種が針葉樹の保安林については、予備調査の調査項目の内容に変動がないと認められる場合には、前回の評価調査実施から 10 年が経過した箇所であっても、評価調査の実施を省略することができる。

**（補償を行うべき原因及び補償を要しない原因）**

第 10　要綱第５条第１項に規定する「保安林の指定その他補償を行わなければならない原因」は、次のとおりとする。

(1)　保安林の指定（標準伐期齢以上の森林を保安林に指定した場合に限る。）

(2)　指定施業要件の変更（伐採種が皆伐から禁伐又は択伐に変更された場合に限る。）

(3)　標準伐期齢の到達

(4)　森林所有者等の変更（森林所有者等が国又は、地方公共団体からそれ以外の者に変更された場合に限る。）

(5)　搬出路の開設（搬出路の開設により補償すべき金額が生じた場合等。）

(6)　受益者の変更（森林所有者等が受益者でなくなった場合に限る。）

2　要綱第５条第１項に規定する「保安林の指定の解除その他補償行うことを要しない原因」は、次のとおりとする。

(1)　保安林の指定の解除

(2)　指定施業要件の変更（伐採種が禁伐又は択伐から皆伐に変更された場合に限る。）

(3)　森林所有者等の変更（森林所有者等が国又は地方公共団体以外の者から国又は地方公共団体に変更された場合に限る。）

(4)　受益者の変更（森林所有者等が受益者となった場合に限る。）

(5)　火災、自然災害、虫害、伐採等による立木の滅失、枯死、損傷等。

**（共有林に係る補償金の請求受領の委任）**

第 11　共有林に係る補償金の請求及び受領は、共有者から代表者を選定して請求及び受領するよう指導するものとする。（様式第７号）

**（請求書等）**

第 12　課長は、当該年の損失補償について、請求書等を提出するよう局長に通知するものとする。

**（請求書等の提出）**

第 13　局長は、前項の通知があったときは、要綱第６条に従って森林所有者等から関係書類を提出させ、課長に送付するものとする。

2　書類の提出に当たっては、保安林損失補償請求書（以下「請求書」という。）に整理番号を付し、請求書、森林所有者等であることを証する書面を、請求人毎にとりまとめ、整理番号順に編成する。

3　要綱第６条第１項３の「森林所有者等であることを証する書面」とは、請求に係る保安林が不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 14 条の規定による土地登記簿に登記されている土地であって、現森林所有者等が登記名義人である場合には、当該土地登記簿の謄本とし、現森林所有者等が登記名義人でない場合には、当該土地登記簿の謄本及び当該土地登記簿に記載されている登記名義人と現森林所有者等との間における権利の移転を証明する書類（例えば、売買の場合は売買契約書の写し）とする。

**（補償金の交付決定）**

第 14　課長は、当該年の保安林損失補償金の交付決定があったときは、その通知書を局長に送付するほかその写しを保管するものとする。

2　局長は、通知書の送付があったときは、森林所有者等にその通知書を送付するものとする。

**（書類の保存）**

第 15　課長は、新規補償及び再評価にかかる次の書類は、次回の再評価（調査）を行うまで保存しなければならない。

(1)　保安林損失補償予備調査書（甲）
(2)　保安林損失補償評価調査書（甲）
(3)　搬出系統図
(4)　その他調査において収集した資料等

**（その他）**

第 16　局長は、この要領に定めない事項が生じたときは課長に協議するものとする。

附　　則

この要領は、平成 12 年４月１日より施行する。
この要領は、平成 14 年４月１日より施行する。
この要領は、平成 18 年４月１日より施行する。
この要領は、平成 23 年４月１日より施行する。
この要領は、令和２年４月１日より施行する。
この要領は、令和３年４月１日より施行する。
この要領は、令和７年 10 月１日より施行する。

様式第１号

| 保安林損失補償予備調査書（甲） | | 整　理　番　号 | |
|---|---|---|---|
| 保安林の所在場所 | 新潟県　　市　　町<br>大字　　字　　番地<br>郡　　村 | | |
| 保　安　林　の　種　類 | | 保　安　林　面　積<br>（実測又は見込） | ha |
| 指　定　施　業　要　件<br>（　伐　採　種　） | | | |
| 林　　況<br>（樹種及び樹高） | | | |
| 森　林　所　有　者　等 | | | |
| 保　安　施　設　事　業　等 | | | |
| 近傍類似の普通林<br>の　取　り　扱　い　等 | | | |
| 受　　益　　関　　係 | | | |
| 荒　　廃　　状　　況 | | | |
| 林　道　・　作　業　道　等 | | | |
| 他の法令等との関係 | | | |
| 評価調査の必要性 | | | |
| 調　査　年　月　日　及　び<br>調　　査　　者　　氏　　名 | | 保安林台帳<br>整理番号 | |
| 備　　考 | | | |

注意事項

１．この調査書は、地番ごとに作成すること。ただし、地番区域の部分により保安林の種類又は伐採種が相違する場合には、その相違するごとに別個に作成すること。

２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４版とすること。

３．保安林面積欄には、当該地番区域（保安林）の面積を記載すること。

４．指定施業要件欄には、主伐に係る伐採の方法の特例についても記載すること。

５．林況欄には、広葉樹の侵入等により、林況に変化がある場合には変化後の樹種及び樹齢を記載すること。

６．森林所有者等欄には、国、地方公共団体（都道府県、市町村等の区分を附記すること。）及び国又は地方公共団体以外の３種の区分により記載すること。

７．近傍類似の普通林の取扱い等欄には、当該保安林が明らかに利用対象外と認められる場合はその理由をも記載すること。

８．受益関係欄には、森林所有者等が受益者であると認められる理由を記載し、該当がない場合にはその旨を記載すること。

９．荒廃状況欄には、当該保安林が現に荒廃しているか又は荒廃しつつある保安林と認められる理由（病虫害、雪害、風倒木、土砂崩れ等）をも記載し、該当がない場合にはその旨を記載すること。

10．林道・作業道等欄には、新たに整備された林道・作業道等の有無を記載し、該当がない場合にはその旨を記載すること。

11．他の法令との関係欄には、当該保安林が、砂防指定地、地すべり防止区域、国立公園第１種（第２種、第３種）特別区域、同特別保護地区等法令によってその立木竹の伐採が制限されている場合には、その旨、制限の内容及び補償金受領の有無を記載し、該当がない場合にはその旨を記載すること。

12．評価調査の必要性欄には、予備調査の結果により、評価調査実施の必要性があると認められる場合はその理由をも記載し、必要性がない場合にはその旨を記載すること。

**様式第２号**

| 保安林損失補償予備調査書（乙） | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 整理番号 | 保安林の所在場所 | | | | | 保安林の種類 | 保安林面積（実測又は見込） | 指定施業要件（伐採種） | 適否判定 | | | | | | |
| | 市郡 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

注意事項

１．この調査書は、予備調査書（甲）に基づき１件を１行として作成すること。

２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４版とすること。

３．適否判定欄の①～⑦は略号であって①は要綱第２条第１項第１号、②は同第３号、③は同第４号、④は同条第２項第１号、⑤は同第２号、⑥は同第３号、⑦は他の法令との関係に相当する。なお、該当する場合は○、該当しない場合は×の記号で表示すること。

様式第３号

| 保安林損失補償評価調査書（甲） | | 整　理　番　号 | |
|---|---|---|---|
| 保安林の所在場所 | 新潟県　　市　　町<br>　　郡　　村　　大字　　字　　番地 | | |
| 森林所有者等氏名 | | 保　安　林　面　積<br>（実測又は見込） | ha |
| 特記事項 | 境界確認の立会 | | |
| | 立木調査の方法 | 毎木調査、標準地調査（標準地　　カ所　　ha）<br>標準木調査 | |
| | 利　　用　　率 | | |
| | 最寄り市場名 | | |
| | 最寄り市場単位当たり取引価格決定の基礎 | | |
| | 賃金決定の基礎 | | |
| | 運搬費算定基礎 | | |
| | 年　生　長　率<br>決　定　の　基　礎 | | |
| | 本　年　補　償　額 | | |
| | 備　　考 | | |
| 調査年月日及び<br>調　査　者　氏　名 | | | |

（その１）生産数量算定

| 利用区分 | 樹種 | 直径階 | 樹高 | 単木材積（A） | 本数（B） | 標準地立木材積 A×B＝（C） | 標準地係数（D） | 林分立木材積 C×D＝（E） | 利用率（F） | 生産数量 E×F＝（G） | | 生産歩合 G/ΣG＝（H） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 素 | | cm | m | $m^3$ | 本 | $m^3$ | | $m^3$ | %、束、俵 | $m^3$、束、俵 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | 1.00 | |
| 薪 | | | | | | | | | | （種類別） | （種類別） | （種類別） | （種類別） |
| | | | | | | | | | | 樫 | 48×76 | | |
| | | | | | | | | | | ざつ | 45×76 | | |
| | | | | | | | | | 72 束 | くり | 39×82 | | |
| 材 | | | | | | | | | | まつ | 36×76 | | |
| | | | | | | | | | | その他針 | 24×76 | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | 1.00 | 1.00 |
| 炭 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | 1.00 |

（その２）単位当たり平均市場価算定

| 利用区分 | 樹　種 | 直径階（薪材は規格） | 単位当たり市　場　価（A） | 価格係数（B） | 修正価格係数 B×生産歩合＝（C） | 市場価 A×C（D） | $\frac{1}{1+nr}$＝（E） | 単位当たり平均市場価 D×E＝（F） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 素 | | cm | 円 | | % | % | | |
| | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | |
| | 合　計 | | | | | | | |
| 薪 | | | | | B×規格別生産歩合 | | | |
| | | | | | | | | |

| 炭 | 樹種 | 1俵当たり重量 | （品等区分） | | | | | | | | | | | | 修正価計 D＋H＋L＝（M） | 市場価計 M×生産歩合＋(N) | $\frac{1}{1+nr}$＝(O) | 単位当たり平均市場価 N×O＝(P) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 市場価 (A) | 生産割合 (B) | 重量比 (C) | 修正価 A×(B×C) (D) | 市場価 (E) | 生産割合 (F) | 重量比 (G) | 修正価 E×(F×G) (H) | 市場価 (I) | 生産割合 (J) | 重量比 (K) | 修正価 I×(J×K) (L) | | | | |
| | | kg | 円 | % | % | 円 | 円 | % | % | 円 | 円 | % | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（その３）単位当たり生産費算定

(1)　伐木造材（製薪）費及び木寄せ費

| 利用区分 | 樹種 | 直径階（薪材は種類） | 伐木造材（製薪）費 | | | 木寄せ費 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単位当たり賃金(A) | 賃金A×生産歩合＝(B) | 修正賃金 ΣB × 決定賃金 / 500 円 ＝(C) | 木寄せ距離 | 賃金 (D) | 修正賃金 D × 決定賃金 / 500 円 ＝(E) |
| 素 | | cm | 円 | 円 | 円 | m | 円 | 円 |
| | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | |
| 薪 | | | | A×種類別生産歩合 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | |

(2)　山元搬出費および運搬費

| 利用区分 | 搬出費および細分 | 搬出距離 | | | 単位当たりの搬出費 | | | | 運搬費 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 総延長（A） | 要施設延長（B） | B/A＝（C） | 資材費（D） | 賃金（E） | 修正賃金 ΣE×決定賃金/500円（F） | 資材費、賃金計 （D）×（F）＝（G） | 運搬距離 | 運搬費 |
| 素 | | m | m | % | 円 | 円 | 円 | 円 | km | 円 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | |
| 薪 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | |
| 炭 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 材 | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | |

（その４）林分立木価格算定

| 利用区分 | 生産数量（A） | 単位当たり平均立木市場価（B） | 単位当たり平均生産費（C） | 単位当たり立木価格 B－C＝（D） | 林分立木価額 A×D＝（E） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 素材 | ㎥、束、俵 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 薪材 | | | | | | |
| 炭材 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

（その５）補償額算定

| 区分 | | | 禁伐 | 択伐 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 林分立木価額（A） | | | 円 | 円 | |
| 択伐収入 | 最初に行う伐採による伐採の収穫価 | 択伐率（B） | | % | |
| | | 収穫価 A×B＝（C） | | 円 | |
| | A － C ＝（D） | | | 円 | |
| | 第２年目以降に行う択伐による伐採の収穫価 | 年成長率（E） | | % | |
| | | 収穫価 D×E＝（F） | | 円 | |
| | | 収穫価の前価合計 $F\times\frac{1}{P}=(G)$ | | 円 | |
| | 択伐による伐採の収穫価合計 C＋G＝（H） | | | 円 | |
| 差引林分立木価額 A－H＝（I） | | | | 円 | |
| 年間補償額 | 禁伐……A×P＝（J） | | | 円 | |
| | 択伐……I×P＝ | | | | |
| 補償期間及び月数（K） | | | ○月から○月まで○カ月 | ○月から○月まで○カ月 | |
| 本年補償額 $J\times\frac{K}{12}=(L)$ | | | 円 | 円 | |

※Pは法定利率

注意事項

**（共　通）**

１．この調査表は、評価単位毎に作成すること。

２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４版とすること。

３．面積等の単位は、次によること。

(1)　面積は、小数第４位にとどめ、第５位以下を四捨五入すること。

(2)　材積は、単木材積については小数点第３位にとどめ、第４位以下を四捨五入し、林分立木材積については整数にとどめ、小数第１位以下を四捨五入すること。

(3)　生産数量は、整数にとどめ、小数第１位以下を四捨五入すること。

(4)　生産歩合は、小数第４位にとどめ、小数第５位以下を四捨五入すること。

(5)　価格係数及び修正価格係数は、整数にとどめ、小数第１位以下を四捨五入すること。

(6)　距離は、整数にとどめ、小数第１位以下を四捨五入すること。

(7)　年成長率は、小数第１位にとどめ、小数第２位以下を四捨五入すること。

(8)　金額は、円にとどめ、円未満は四捨五入すること。ただし、年間及び本年補償額については、円未満は切り捨てること。

**（評価調査書　甲）**

(1) 保安林面積欄には、評価に係る保安林の面積を記載すること。

(2) 特記事項欄は、次により記載すること。

ア　境界確認の立会欄には、立会を求めた場合に限り記載するものとし、立会年月日、立会者氏名（関係地番を附記）を記載すること。

イ　立木調査の方法欄は、該当するものについて○印を附すること。

ウ　利用率欄には、簡易計算表に定める利用率を用いなかった場合に限り記載するものとし、利用区分、樹種、直径階、樹高を明らかにして当該利用率及びその出所を記載すること。

エ　最寄り市場欄には、利用区分を明らかにしてその名称を明らかにすること。

オ　最寄り市場単位当たり取引価格決定の基礎欄には、市況月報等市場のおける取引価格を用いなかった場合に限り記載するものとし、利用区分、樹種、規格及び品等を明らかにして当該取引価格及びその出所を記載すること。

カ　賃金決定の基礎欄には、利用区分、種類別の当該地方における実質賃金、更正因子等を明らかにしてつとめて算式を用い、これに簡潔な説明を加えて記載すること。

キ　運搬費算定基礎欄には、自動車運搬による場合は利用区分、使用車両の車種を明らかにして、運賃料金、１台当たり積載量（ｍ３、束、俵）及び単位当たり運搬費をつとめて算式を用いこれに簡潔な説明を加えて記載すること。なお、船舶運搬その他の方法による場合は、これに準じて記載すること。

ク　年成長率決定の基礎欄には、現在の当該森林の年成長率、その出所及び調査因子を明らかにして年成長率を決定するに至るまでの経過を簡潔に記載すること。

ケ　本年補償額欄には、要綱第５条の規定により補償額の月割計算をした場合に限り記載するものとし、保安林の指定等の区分および次に掲げる事項を記載すること。

(ｱ)　保安林の指定にあっては、指定年月日
(ｲ)　保安林の解除にあっては、解除年月日
(ｳ)　立木を伐採した場合および火災、水没、埋没、その他の原因により立木が滅失した場合にあっては、当該区分、伐採または滅失の時期、立木の生産数量
(ｴ)　要綱第２条の規定に掲げる事項が発生し、または消滅した場合にあっては、当該区分、発生または消滅の時期
(ｵ)　売買、贈与等により森林所有者等の変更があった場合にあっては、当該区分、変更時期

コ　備考欄には、評価調査または評価について特に記録しておくべき事項を記載するものとするが、当該保安林が指定施業要件に定められていない保安林であってその伐採種を択伐とする場合には、保安林の指定後最初に択伐による伐採を行う場合の択伐率の算定基礎を記載すること。

**（その２　単位当たり平均市場価算定）**

炭材の品等区分欄には、白炭、黒炭の別及び等級を記載すること。

**（その３　単位当たり生産費算定）**

山元搬出費及び運搬費の搬出種および細分欄の「細別」は、簡易計算表の搬出種欄の要土道施設、要桟橋施設１割未満……の区分により記載すること。

**（その４　補償額算定）**

(1)　補償期間および月数欄は、当該期間及び月数が１月から 12 月までの 12 ケ月である場合には、記載を要しない。
(2)　本年補償額欄は、当該補償額が年間補償額と同一である場合には、記載を要しない。

様式第４号

| 保安林損失補償評価調査書(乙) | | | 整理番号 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 保安林の所在場所 | 新潟県　市　郡　町　村　大字　字　番地 | | | | |
| 森林所有者等氏名 | | | 保安林面積(実測または見込) | | |
| 利用区分 | 素材 | | 薪材 | 炭材 | |
| 生産数量 | ㎥ | | 束 | 俵 | |
| 林分立木価額 | 単位当たり平均市場価 | 円 | 円 | 円 | |
| | 単位当たり平均生産費 | 円 | 円 | 円 | |
| | 利用区分別林分立木価額 | 円 | 円 | 円 | |
| | 林分立木価額合計(A) | | | | |

| 補償額 | 区分 | | | 禁伐 | 択伐 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 択伐収入 | 最初に行なう伐採による伐採の収穫価 | 択伐率（B） | | % | |
| | | | 収穫価 A×B＝(C) | | 円 | |
| | | A － C ＝ (D) | | | | |
| | | 第２年目以降に行なう択伐による伐採の収穫価 | 年成長率(E) | | % | |
| | | | 収穫価 D×E＝(F) | | 円 | |
| | | | 収穫価の前価合計 $F \times \frac{1}{P}$ ＝(G) | | 円 | |
| | | 択伐による伐採の収穫価合計 C＋G＝(H) | | | 円 | |
| | 差引林分立木価額　A－H＝（I） | | | | | |
| | 年間補償額 | 禁伐……A×P＝ 択伐……I×P＝ | （J） | 円 | 円 | |
| | 補償期間および月数（K） | | | ○月から ○月まで ○カ月 | ○月から ○月まで ○カ月 | |
| | 本年補償額 | $J \times \frac{K}{12}$ ＝ (L) | | | | |

※Pは法定利率

（注意事項）保安林損失補償評価調査書（甲）の注意事項に準じて作成、記載すること。

様式第５号

| 保安林損失補償評価調書（丙） | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 整理番号 | 保安林の所在場所 | 森林所有者等氏　名 | 保安林の種類 | 保安林面積（実測または見込） | 利用区分 | 林分立木価格 | 年　間補償額 | 補償月数 | 本年補償額 | 備考 |
| | | | | ha | | 円 | 円 | ヶ月 | 円 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | （　件） | （　人） | | | | | | | | |

注意事項

１　この調査書は、伐採種ごとに作成すること。

２　利用区分欄は、当該区分が２以上の場合には、併記すること。

３　林分立木価格欄は、択伐にあっては差引林分立木価格を記載すること。

４　その他の欄は、保安林損失補償評価調査書（甲）の注意事項に準じて記載すること。

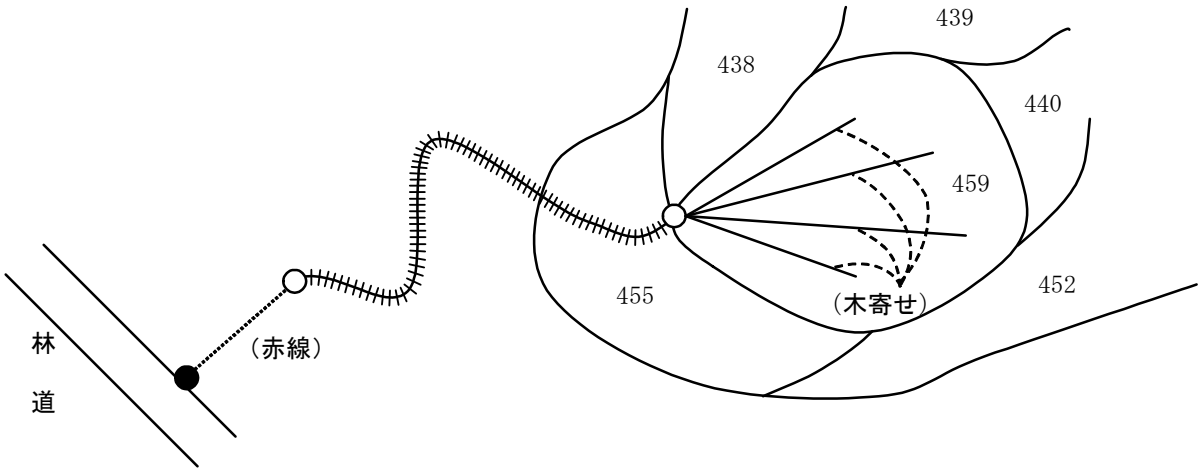
５　備考欄には、請求者が２以上の評価単位について請求している場合における本年補償額の合計額を記載すること。

様式第６号

搬　出　系　統　図

| 整理番号 | |
|---|---|

保安林の所在場所　　新潟県　　市　　町　　大字　　字　　番地
郡　　村




注意事項

１　地図は森林計画図の写しを用いること。

２　次の表の事項欄に掲げる事項については、同表の記号欄に掲げる記号を使用すること。

| 事　項 | 記　号 | 事　項 | 記　号 | 事　項 | 記　号 | 事　項 | 記　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 集材機 | (赤色)－ | かつぎ出し | (青色)－ | 駄　馬 | ∨∨∨<br>∧∧∧ | 各搬出種ごとの起（終）点 | ○ |
| 鉄　索 | (〃)…… | 牛　馬<br>地　曳 | (〃)…… | 木　馬 | ≠≠≠≠ | トラック積込場所 | ● |

３　請求に係る保安林およびその隣接地について地番を記入すること。

４　請求に係る保安林の区域は赤色で薄く着色すること。

５　要施設部分を明示し、その部分の距離および搬出種ごとの距離を記入すること。

６　１枚の搬出系統図に２以上の評価単位を記載する場合には、当該地域に①、②…のように請求書の整理番号を附記すること。

様式第７号

（整理番号）

# 委　任　状

受任者　　住所

氏名

上記の者を代理人として定め、次の行為を委任します。

１．下記の保安林に係る　　年分の保安林損失補償金の請求及び受領に関する権限

年　　月　　日

| 郵便番号 | 住　　所 | 氏　　名 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

記

保安林の土地の所在

| 都道府県 | 市　郡 | 町　村 | 大　字 | 字 | 地　　番 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別表１

# 胸　高　形　数　表

（胸高点＝地上1.2メートル）

| 樹高(m) | 胸高形数 | | | 樹高(m) | 胸高形数 | | | 樹高(m) | 胸高形数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | エゾマツ、トドマツ | ヒノキ、サワラ、アスナロ、コウヤマキ | ＊スギ、マツ、モミ、ツガ | | エゾマツ、トドマツ | ヒノキ、サワラ、アスナロ、コウヤマキ | ＊スギ、マツ、モミ、ツガ | | エゾマツ、トドマツ | ヒノキ、サワラ、アスナロ、コウヤマキ | ＊スギ、マツ、モミ、ツガ |
| 5 | 0.6550 | 0.6529 | 0.6517 | 21 | 0.5127 | 0.4945 | 0.4618 | 37 | 0.4954 | 0.4750 | 0.4357 |
| 6 | 0.6191 | 0.6138 | 0.6064 | 22 | 0.5110 | 0.4925 | 0.4591 | 38 | 0.4958 | 0.4743 | 0.4348 |
| 7 | 0.5954 | 0.5878 | 0.5759 | 23 | 0.5094 | 0.4907 | 0.4567 | 39 | 0.4953 | 0.4737 | 0.4339 |
| 8 | 0.5786 | 0.5692 | 0.5538 | 24 | 0.5080 | 0.4890 | 0.4545 | 40 | 0.4948 | 0.4731 | 0.4330 |
| 9 | 0.5660 | 0.5552 | 0.5371 | 25 | 0.5066 | 0.4847 | 0.4524 | 41 | 0.4943 | 0.4725 | 0.4321 |
| 10 | 0.5562 | 0.5542 | 0.5238 | 26 | 0.5054 | 0.4859 | 0.4505 | 42 | 0.4938 | 0.4719 | 0.4314 |
| 11 | 0.5483 | 0.5354 | 0.5131 | 27 | 0.5043 | 0.4846 | 0.4487 | 43 | 0.4934 | 0.4714 | 0.4306 |
| 12 | 0.5421 | 0.5282 | 0.5042 | 28 | 0.5032 | 0.4833 | 0.4470 | 44 | 0.4930 | 0.4708 | 0.4299 |
| 13 | 0.5365 | 0.5221 | 0.4966 | 29 | 0.5023 | 0.4822 | 0.4454 | 45 | 0.4926 | 0.4703 | 0.4291 |
| 14 | 0.5320 | 0.5169 | 0.4902 | 30 | 0.5014 | 0.4811 | 0.4440 | 46 | 0.4922 | 0.4699 | 0.4285 |
| 15 | 0.5281 | 0.5124 | 0.4846 | 31 | 0.5005 | 0.4801 | 0.4426 | 47 | 0.4918 | 0.4694 | 0.4278 |
| 16 | 0.5247 | 0.5085 | 0.4796 | 32 | 0.4997 | 0.4791 | 0.4413 | 48 | 0.4915 | 0.4690 | 0.4272 |
| 17 | 0.5217 | 0.5050 | 0.4753 | 33 | 0.4990 | 0.4782 | 0.4401 | 49 | 0.4911 | 0.4685 | 0.4266 |
| 18 | 0.5191 | 0.5020 | 0.4714 | 34 | 0.4983 | 0.4774 | 0.4329 | 50 | 0.4908 | 0.4681 | 0.4260 |
| 19 | 0.5167 | 0.4992 | 0.4679 | 35 | 0.4976 | 0.4765 | 0.4378 | 51 | | | |
| 20 | 0.5146 | 0.4968 | 0.4647 | 36 | 0.4970 | 0.4758 | 0.4367 | 52 | | | |

備考　その他針葉樹及び広葉樹は、＊係数を用いること